第４章　介護保険料の見込み

１．介護保険料の設定方法

２．総事業費の見込み

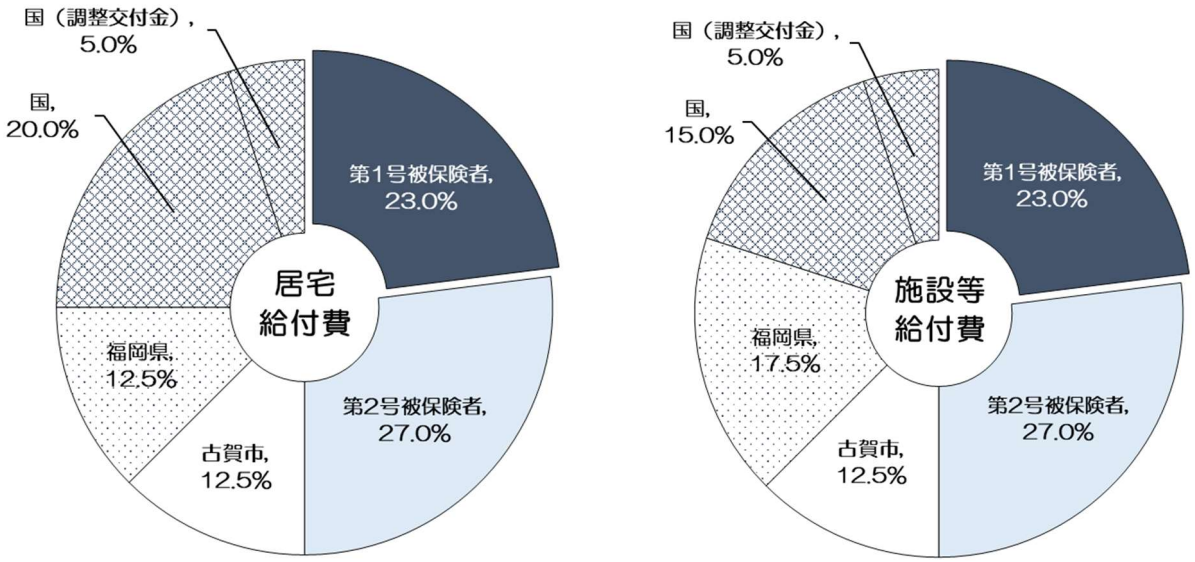
３．第１号被保険者の介護保険料

1．介護保険料の設定方法

介護保険は、介護を必要とする人が応分の負担で介護サービスを受けられるように、社会全体で支えることを目的とした保険制度です。例えば、要介護（支援）認定を受けた人が介護サービスを受ける場合、収入に応じた自己負担割合で介護サービスを受けることができます。また、要介護（支援）認定を受けていない高齢者も利用することができる介護予防のための取組等を実施しています。

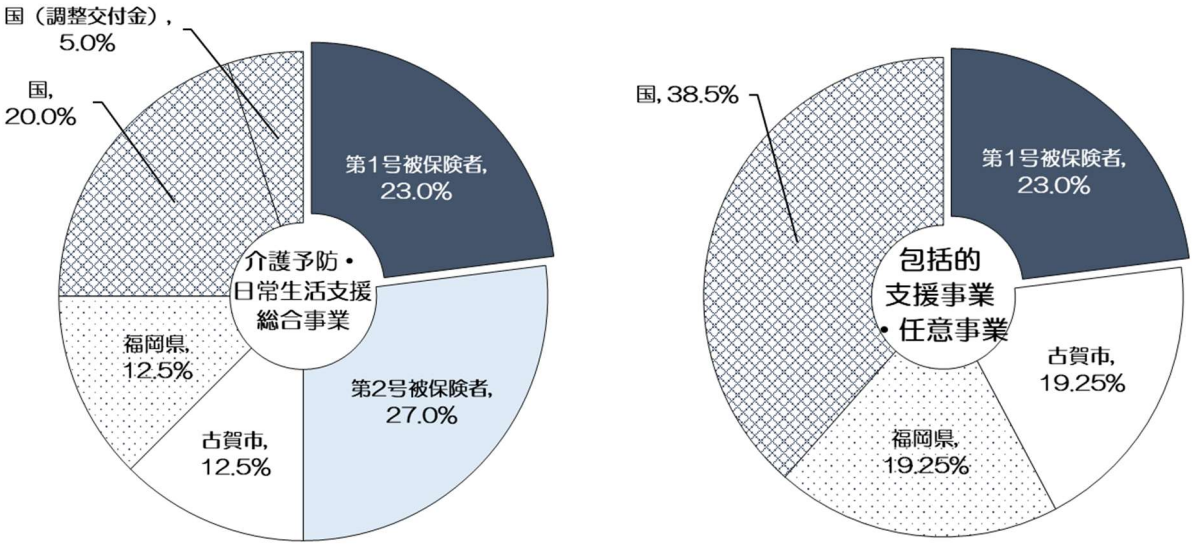
これらの財源は、国、都道府県及び市町村がそれぞれ税金から負担している他、被保険者が納める介護保険料で支えられています。さらに、被保険者は、40 歳から 64 歳の第２号被保険者と 65 歳以上の第１号被保険者に区分され、第１号被保険者と第２号被保険者の１人当たりの負担額が同じになるように、人口割合により３年毎に負担割合が見直されます。令和９（2027）～令和 11（2029）年度は、第１号被保険者と第２号被保険者の保険料負担割合は、それぞれ■%、■%となっています。また、第２号被保険者の介護保険料は加入している各医療保険の算定方法に基づいて納めていただき、第１号被保険者の介護保険料は各市町村で算定し、納めていただくことになります。

（図表 1-1）標準給付費の財源構成



※　標準給付費とは、介護サービスの給付費に特定入所者介護（予防）サービス費（低所得者が施設に入所、あるいは短期入所サービスに滞在したときの食費・居住費の補足給付）、高額介護（予防）サービス費（利用者が１か月間に支払った自己負担額が一定の上限を超えた場合に払い戻される給付）、高額医療合算介護（予防）サービス費（医療保険と介護保険の自己負担額の合計額が著しく高額になる場合に負担を軽減する給付）、審査支払手数料（国民健康保険団体連合会に支払う手数料）を加えた費用です。

（図表 1-2）地域支援事業費の財源構成



（参考）調整交付金について

調整交付金は、市町村間の介護保険財政を調整するものです。高齢者の人口構成と所得の状況に応じて交付割合が変動する仕組みとなっています。交付割合が 5.0%を下回った場合は、不足分を第１号被保険者が負担し、交付割合が 5.0%を上回った場合は、上回った分を第 1 号被保険者に割り当てます。

2. 総事業費の見込み

（1）標準給付費の見込み

①　標準給付費に含まれる介護サービスの給付費以外の経費の状況及び見込み

標準給付費に含まれる特定入所者介護（予防）サービス費等の見込みを、下記のとおり算出しています。

（図表 2-1）標準給付費に含まれるその他経費の状況及び見込み

（単位：千円）

	2024年度（R6）	2025年度（R7）	2026年度（R8）	2027年度（R9）	2028年度（R10）	2029年度（R11）	2040年度（R22）
特定入所者介護（予防）サービス費	61,378	56,155	62,146	70,081	72,991	75,951	93,686
高額介護（予防）サービス費	95,317	99,318	109,181	108,833	113,352	117,948	145,491
高額医療合算介護（予防）サービス費	15,322	20,700	20,002	17,922	18,666	19,423	23,959
審査支払手数料	2,462	2,864	3,360	2,961	3,084	3,209	3,958
合　計	174,479	179,037	194,689	199,797	208,093	216,531	267,094

② 標準給付費の見込み

介護サービスの給付費は、第 2 章の P■から記載しています介護サービスの利用見込みより算出しています。標準給付費に含まれる介護サービスの給付費以外の経費の見込みと併せた結果は以下のとおりとなっています。

（図表 2-2）標準給付費の見込み

（単位：千円）

	2027年度（R9）	2028年度（R10）	2029年度（R11）	2040年度（R22）
介護サービス給付費　①	4,351,806	4,462,082	4,620,769	5,929,468
居宅（介護予防）サービス	2,466,096	2,545,739	2,671,517	3,258,950
地域密着型（介護予防）サービス	861,971	892,604	925,513	1,166,866
施設サービス	1,023,739	1,023,739	1,023,739	1,503,652
その他経費　②	199,797	208,093	216,531	267,094
特定入所者介護（予防）サービス費	70,081	72,991	75,951	93,686
高額介護（予防）サービス費	108,833	113,352	117,948	145,491
高額医療合算介護（予防）サービス費	17,922	18,666	19,423	23,959
審査支払手数料	2,961	3,084	3,209	3,958
標準給付費　①+②	4,551,603	4,670,175	4,837,300	6,196,562

（2）地域支援事業費の見込み

令和８（2026）年度以降の地域支援事業費は、第２章のＰ■から記載しています。

（図表 2-3）地域支援事業費の見込み（再掲）

（単位：千円）

事業区分	2026年度（R8）	2026年度（R9）	2026年度（R10）	2026年度（R11）	2040年度（R22）
地域支援事業	319,920	348,707	376,448	410,766	323,982
介護予防・日常生活支援総合事業	170,169	202,130	229,671	263,789	169,572
介護予防・生活支援サービス事業	137,801	167,506	195,009	229,127	134,147
一般介護予防事業	31,779	33,966	33,966	33,966	34,781
その他	589	658	696	696	645
包括的支援事業	91,607	88,092	88,092	88,092	95,780
任意事業	10,667	10,875	11,075	11,275	11,153
包括的支援事業（社会保障充実分）	47,477	47,610	47,610	47,610	47,477

（3）第 10 期計画の総事業費の見込み

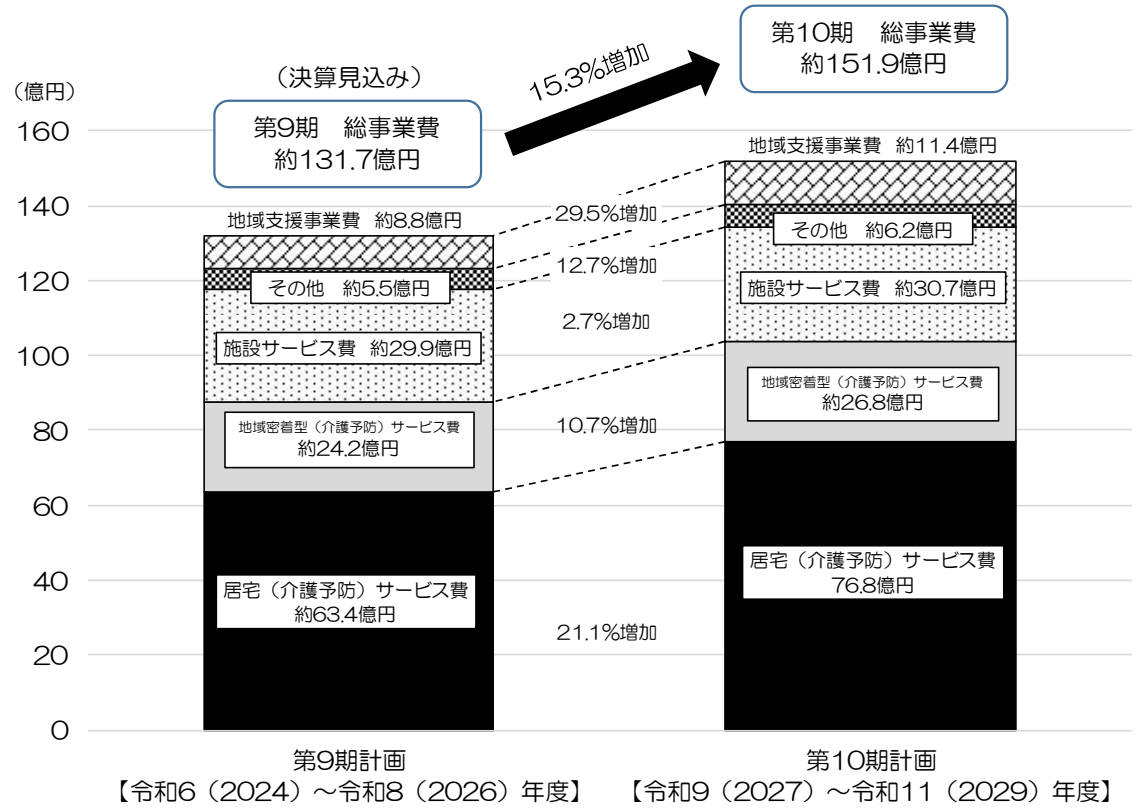
標準給付費見込額と地域支援事業費見込額を合計したものである総事業費見込額は、第 10 期計画で約 151.9 億円となります。第２章の「3. 介護サービスの状況と見込み」から算出される前期計画の総事業費の決算見込みは約 131.7 億円となっており、前期計画の総事業費と比較して、第 10 期計画の総事業費は 15.3%増加する見込みです。

（図表 2-4）第 10 期計画の総事業費の見込み

（単位：千円）

	2027年度（R9）	2028年度（R10）	2029年度（R11）	合計
（A）標準給付費見込額	4,551,603	4,670,175	4,837,300	14,059,078
居宅（介護予防）サービス費	2,466,096	2,545,739	2,671,517	7,683,352
地域密着型（介護予防）サービス費	861,971	892,604	925,513	2,680,088
施設サービス費	1,023,739	1,023,739	1,023,739	3,071,217
その他	199,797	208,093	216,531	624,421
（B）地域支援事業費見込額	348,707	376,448	410,766	1,135,921
総事業費合計（A＋B）	4,900,310	5,046,623	5,248,066	15,194,999

（図表 2-5）第９期計画（決算見込み）と第 10 期計画の総事業費の比較



3. 第１号被保険者の介護保険料

（1）介護保険料所得段階及び介護保険料率

総事業費の見込みから第１号被保険者の介護保険料を算定することになりますが、介護保険料は、所得に応じた段階を設けて負担していただいており、住民税の非課税者層に配慮した分を、課税者層が支えることで成り立っています。

介護保険制度を持続可能なものとするため負担能力に応じた介護保険料の設定となるよう、国において第９期計画期間から標準所得段階の多段階化、高所得者層における標準介護保険料率の引き上げ、低所得者層の標準介護保険料率の引き下げが示されました。

本市においても、安定した介護保険事業が運営できるよう、所得段階数や要件及び介護保険料率を国の標準に合わせ設定します。

（2）公費による低所得者層の介護保険料軽減

第10期計画においても、平成27（2015）年度から開始された消費税を財源とした公費の投入により、第１段階から第３段階までの介護保険料率を引き下げ、介護保険料の軽減を行います。

（図表 3-1）第９期計画と第 10 期計画の介護保険料所得段階及び介護保険料率の比較

課税状況		要件		第9期（2024～2026年度）		第10期（2027～2029年度）	
世帯	本人			所得段階	介護保険料の割合（基準額に対する割合）	所得段階	介護保険料の割合（基準額に対する割合）
住民税非課税	住民税非課税	生活保護受給者		第1段階	0.285（0.455）※2	第1段階	0.285（0.455）※2
		老齢福祉年金受給者					
		課税年金収入額＋※1合計所得金額－年金収入に係る所得	82万6,500円以下				
			82万6,501円以上120万円以下	第2段階	0.485（0.685）※2	第2段階	0.485（0.685）※2
			120万1円以上	第3段階	0.685（0.69）※2	第3段階	0.685（0.69）※2
住民税課税			82万6,500円以下	第4段階	0.90	第4段階	0.90
			82万6,501円以上	第5段階（基準額）	1.00	第5段階（基準額）	1.00
	住民税課税	※1合計所得金額	120万円未満	第6段階	1.20	第6段階	1.20
			120万円以上210万円未満	第7段階	1.30	第7段階	1.30
			210万円以上320万円未満	第8段階	1.50	第8段階	1.50
			320万円以上420万円未満	第9段階	1.70	第9段階	1.70
			420万円以上520万円未満	第10段階	1.90	第10段階	1.90
			520万円以上620万円未満	第11段階	2.10	第11段階	2.10
			620万円以上720万円未満	第12段階	2.30	第12段階	2.30
			720万円以上	第13段階	2.40	第13段階	2.40

※１　合計所得金額とは、収入から公的年金等控除額や必要経費等を控除した後で、基礎控除等の控除をする前の所得金額から、租税特別措置法に規定される長期譲渡所得及び短期譲渡所得にかかる特別控除額を控除した額となります。なお、第 1～5 段階については、給与所得が含まれている場合は、給与所得から 10 万円を控除した額となります。

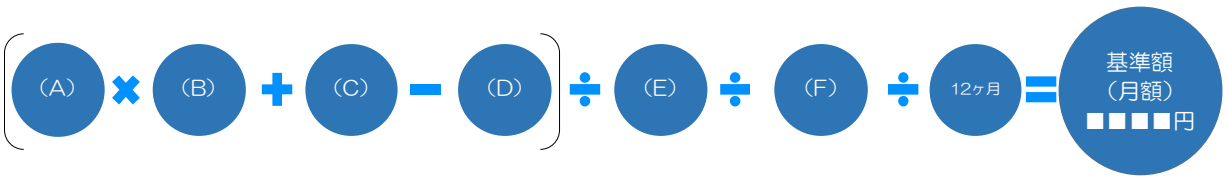
※２　公費による保険料軽減前の保険料の割合です。

（3）第 10 期計画の第 1 号被保険者の介護保険料基準額

標準給付費及び地域支援事業費等から算出した令和９（2027）～令和 11（2029）年度の第１号被保険者の介護保険料の基準額（月額）は、■■■■円となります。

（図表 3-2）第 1 号被保険者の介護保険料基準額

（A）	総事業費	15,194,999千円	標準給付費と地域支援事業費の合計
	標準給付費	14,059,078千円	令和9（2027）～令和11（2029）年度の標準給付費
	地域支援事業費	1,135,921千円	令和9（2027）～令和11（2029）年度の地域支援事業費
（B）	第1号被保険者負担割合	未定	第1号被保険者の介護保険料によって負担する割合
（C）	調整交付金不足額		調整交付金相当額（5%相当分）から調整交付金見込額を差し引いた額
（D）	介護給付費準備基金繰入金	検討中	令和9（2027）～令和11（2029）年度で繰入予定額
（E）	負担割合補正第１号被保険者数	55,059人	令和9（2027）～令和11（2027）年度の負担割合をもとに補正した第１号被保険者数の合計
（F）	保険料予定収納率	98.98%	令和4（2022）～令和7（2025）年度の収納実績をもとに推計





（4）第 10 期計画の第 1 号被保険者の所得段階別介護保険料

令和９（2027）～令和 11（2029）年度の第 1 号被保険者の介護保険料は、以下のとおりとなります。

（図表 3-3）第 10 期計画の第 1 号被保険者の所得段階別介護保険料

（参考）

課税状況		要件		所得段階	介護保険料の割合（基準額に対する割合）	第10期介護保険料		第9期介護保険料
世帯	本人					月額 ※3	年額	月額
生活保護受給者				第1段階	0.285 （0.455）※2	検討中		1,510円 （2,411円）
住民税非課税	住民税非課税	老齢福祉年金受給者						
		課税年金収入額＋※1合計所得金額－年金収入に係る所得金額	82万6,500円以下					
			82万6,501円以上 120万円以下	第2段階	0.485 （0.685）※2			2,570円 （3,630円）
			120万1円以上	第3段階	0.685 （0.69）※2			3,630円 （3,657円）
住民税課税	住民税非課税		82万6,500円以下	第4段階	0.90			4,770円
			82万6,501円以上	第5段階 （基準額）	1.00			5,300円
	住民税課税	※1 合計所得金額	120万円未満	第6段階	1.20			6,360円
			120万円以上 210万円未満	第7段階	1.30			6,890円
			210万円以上 320万円未満	第8段階	1.50			7,950円
			320万円以上 420万円未満	第9段階	1.70			9,010円
			420万円以上 520万円未満	第10段階	1.90			10,070円
			520万円以上 620万円未満	第11段階	2.10			11,130円
			620万円以上 720万円未満	第12段階	2.30			12,190円
			720万円以上	第13段階	2.40			12,720円

※１　合計所得金額とは、収入から公的年金等控除額や必要経費等を控除した後で、基礎控除等の控除をする前の所得金額から、租税特別措置法に規定される長期譲渡所得及び短期譲渡所得にかかる特別控除額を控除した額となります。なお、第 1～5 段階については、給与所得が含まれている場合は、給与所得から 10 万円を控除した額となります。

※２　公費による保険料軽減前の保険料の割合です。

※３　介護保険料月額は、年額を 12 で除した額です。（1 円未満切り捨て）

（5）令和 10（2028）年度及び令和 22（2040）年度の介護保険料の見込み

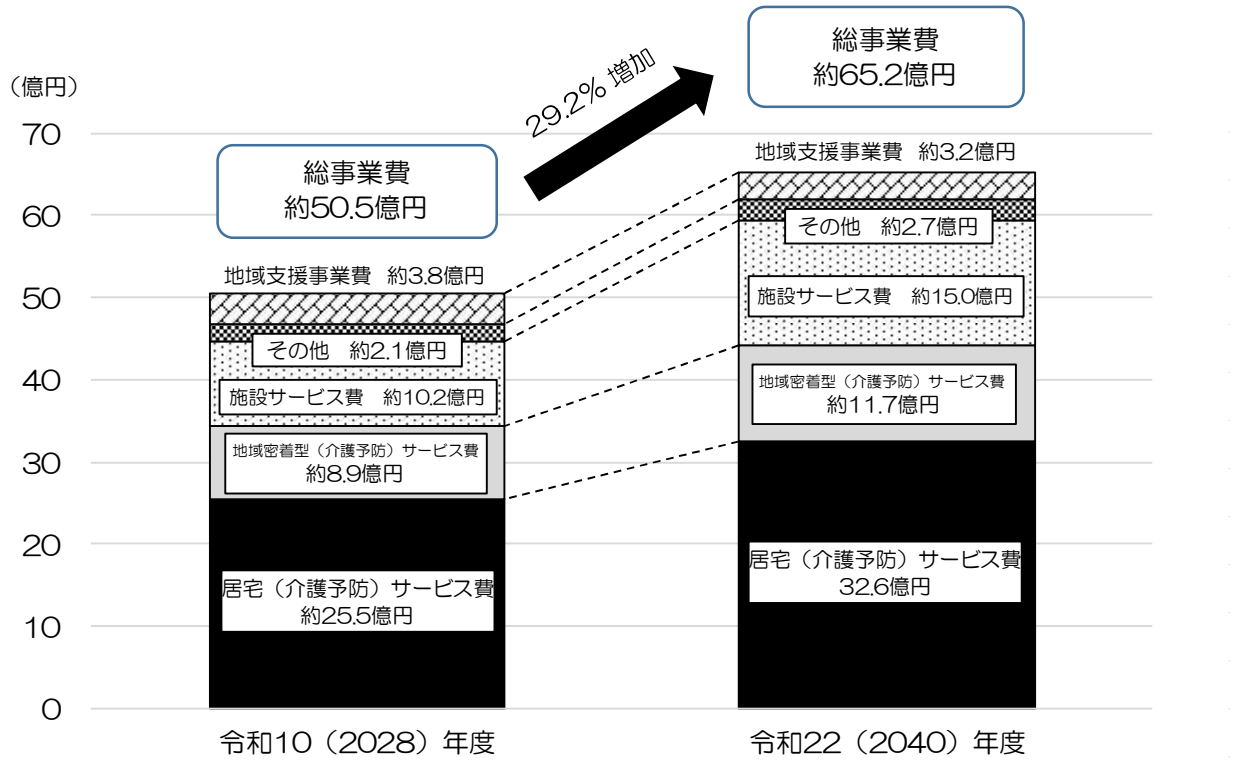
① 令和 10（2028）年度及び令和 22（2040）年度の総事業費の見込み

第２章及び第４章で算定した令和 10（2028）年度及び令和 22（2040）年度の給付費等から総事業費を見込んだところ、以下のとおりとなります。

（図表 3-4）令和 10（2028）年度及び令和 22（2040）年度の総事業費比較

② 令和 22（2040）年度の介護保険料月額基準額の見込み

令和 22（2040）年度の総事業費の見込みから介護保険料を推計すると、以下のとおりとなります。



（図表 3-5）令和 22（2040）年度の介護保険料月額基準額の見込み

